

各種補助金等の概要

東 海 北 陸 厚 生 局
健康福祉部健康福祉課

1. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

ア 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
第 7 条及び第 19 条の 10
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年
法律第 114 号）第 62 条

イ 交付の目的

都道府県等の医療機関等の施設及び設備の整備に対して、その経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

ウ 交付対象施設又は設備

- ・施設整備
精神保健福祉センター、精神科病院、特定感染症指定医療機関、
地方衛生研究所等、農村検診センター、食肉衛生検査所 等
- ・設備整備
都道府県がん診療連携拠点病院、エイズ治療拠点病院、難病医療
拠点・協力病院、組織バンク、と畜場、精神科デイ・ケア施設 等

2. 社会福祉施設等施設整備費補助金

ア 交付の目的

都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

イ 交付対象施設

- ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に基づく保護施設
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設
- ・障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業を行う施設 等

3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ア 根拠法令

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律
(平成元年法律第 64 号) 第 5 条第 2 項

イ 交付の目的

都道府県及び市町村が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、都道府県及び市町村に交付することにより、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資する。

ウ 交付対象施設

防災・減災等事業整備計画に基づき、市町村等が実施する施設等整備事業、又は民間等の事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村等が補助する事業 等

4. 次世代育成支援対策施設整備交付金

ア 根拠法令

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 11 条第 1 項

イ 交付の目的

児童福祉施設等及び障害児施設等の新設、修理、整備等に要する経費の一部を交付することで、次世代育成支援対策を推進する。

ウ 交付対象施設

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に基づく児童福祉施設
- ・児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所
- ・児童福祉法第 7 条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター 等

5. 子ども・子育て支援施設整備交付金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 68 条の 2

イ 交付の目的

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図る

ウ 交付対象施設

- ・市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設
- ・市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人及びその他児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者が設置する第3条に定める放課後児童クラブ 等

6. 就学前教育・保育施設整備交付金

ア 交付の目的

保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

イ 交付対象施設

保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等

※保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く

7. 原爆被爆者手当交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第43条第1項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第20条

イ 交付の目的

県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図る。

8. 原爆被爆者葬祭料交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第43条第1項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第20条

号) 第 20 条

イ 交付の目的

県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。

9. 原爆被爆者健康診断費交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 43 条第 1 項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号）第 20 条

イ 交付の目的

県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。

10. 結核医療費負担金、結核医療費補助金

ア 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 61 条第 2 項、第 62 条第 1 項

イ 交付の目的

県、保健所を設置する政令市が行う入所患者の医療に要する費用等を負担等する事業に対して、その費用の一部を負担等することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。

11. 女性保護事業費負担金、女性自立支援事業費補助金、女性相談支援センター運営費負担金

ア 根拠法令

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 22 条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 28 条

イ 交付の目的

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。

12. 特別障害者手当等給付費負担金

ア 根拠法令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 25 条及び同法第 26 条の 5

イ 交付の目的

県または市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等を支給する事務に対して、その費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。

13. 児童扶養手当給付費負担金

ア 根拠法令

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 21 条

イ 交付の目的

県知事又は市町村長が行う児童扶養手当を支給する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満の心身に障害がある者）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。

14. 特別児童扶養手当事務取扱交付金

ア 根拠法令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 14 条

イ 交付の目的

県知事又は市町村長が行う特別児童扶養手当を支給する事務に対して、その費用を交付することにより、本制度の円滑な運営を図る。

15. 児童入所施設措置費等負担金

ア 根拠法令

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 53 条

イ 交付の目的

県又は市町村が行う要保護児童等の児童養護施設等への入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、要保護児童等の措置の実施及び施設等の運営にかかる最低基準の維持を図る。

16. 子どものための教育・保育給付交付金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 第 68 条第 2 項

イ 交付の目的

市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。

17. 子育てのための施設等利用給付交付金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 第 68 条第 3 項

イ 交付の目的

市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減する。

18. 子どものための教育・保育給付費補助金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 附則第 14 条第 3 項

イ 交付の目的

「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

19. 子ども・子育て支援交付金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 第 68 条の 2

イ 交付の目的

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図る

※上記の他、保健衛生施設、社会福祉施設、児童福祉施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助する制度がある。